

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年5月27日棄却・不受理・確定

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年7月4日判決、本資料262号－136・順号11986）

（控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年11月29日判決、本資料262号－253・順号12103）

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	佐々木 信行
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	北濱 基紀

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成25年5月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白木 勇

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 山浦 善樹

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。